

3-2 ファミリーシップ宣誓に必要なもの

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)

- ・事前にご記入いただいても、宣誓日にご記入いただいても構いません。
- ・自署していただくのが原則ですが、自ら記入することができないと市長が認めるときは代筆させることができます。
- ・家族となる15歳以上の子や親は同意書(様式第1号別紙)が必要です。
15歳未満の子は同意書の代わりにパートナーのいずれかが監護者であること。

2 現住所を確認できる書類

- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかをお一人1通ずつ。
(複数が同一世帯である場合は、全員の情報に記載されているものを1通。)
- ・宣誓される日以前の3か月以内に発行されたものに限りです。

住民票の写し	本籍地の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
住民票記載 事項証明書	本籍地の記載があり、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。 性別記載のない住民票記載事項証明書を希望する場合は、窓口で性別 の記載を省略する旨をお伝えください。

※個人番号(マイナンバー)が記載されているものは受け取れません。記載のある場合は、マジック等で黒塗りしてください。

※宣誓時にパートナーのお二人ともに鯖江市にお住まいでない場合は上記の他に、転入を予定していることが分かる書類の写しを提出してください。

(例)転入前の自治体で発行された転出証明書や転居先の賃貸借契約書など

注意：転入後14日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から3か月以内に提出の無い場合は宣誓が無効となります。

3 戸籍抄本(親子で同じ戸籍の場合は戸籍謄本)

- ・お一人1通ずつ。ただし、同じ戸籍の家族は合わせて戸籍謄本1通でも結構です。宣誓される日以前の3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ・本籍地が鯖江市以外の場合、取得されるまでに時間がかかることがありますので、ご注意ください。詳細は本籍地のある自治体の戸籍担当窓口を確認してください。
- ・外国籍の方は、大使館など公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。また、翻訳者の住所・氏名が記載された日本語訳を添付してください。

・パートナーシップ宣誓をしても、在留資格や在留期間の変更はありません。

4 本人確認書類

- ・運転免許証、個人番号カード(マイナンバーカード)、パスポート、在留カード、官公庁が発行した証明書等(下記参照)の写し
- ・郵送の場合は写しを同封してください。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・旅券(パスポート) ・運転免許証 ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・国や地方公共団体が発行した身分証明書(顔写真付き) 	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険、または船員保険の年金証書 ・共済年金、恩給の証書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付き ※国、地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付き(左記に挙げるものを除く)</p> <p>「※」の書類のみ2点あっても確認できません。 その他の書類(健康保険被保険者証)と組み合わせてください。</p>

5 通称名の使用を証明する書類 (通称名(※)を使用する場合のみ)

性別違和等の理由で通称名(※)での宣誓を希望する場合は、宣誓から3か月前以内に発行されたもの、または有効期限内の物で、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが確認できる下記の書類の写しを提出してください。通称名を使用した場合は、交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

1種類の提示で足りるもの	2種類の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・病院の診察券 ・自宅宛の郵便物(消印があり、住民票の住所と一致するもの)

※ 通称名 本制度における通称名とは、性別違和の方や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のことです。

6 郵送用チェックリスト (郵送で宣誓する場合のみ)